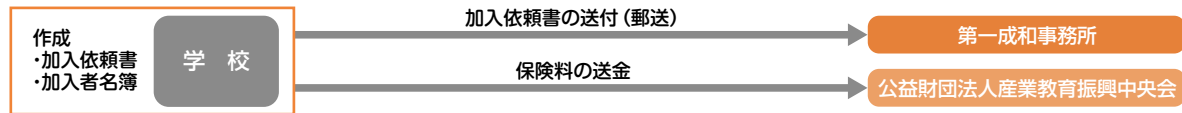


加入手続き



1. 加入依頼書のご提出

- ①学校の担当者（責任者）をお決めください。（教育委員会など、学校以外の方が手続きされる場合でも必ず学校担当者の指定が必要です。）
- ②**加入依頼書と加入者名簿をご作成ください。**加入依頼書はコピーをとり学校控えを残してください。加入者名簿は対象となる児童・生徒・学生について学年・クラス・氏名（傷害保険加入の場合は活動日）が記載されていれば書式は問いませんので必ず学校にて保管ください。
- ③加入依頼書原本をパンフレット記載の提出先にご郵送ください。加入者名簿は送付不要です。

加入依頼書ご提出先

〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11-6 日本橋TSビル8F
株式会社 第一成和事務所 インターンシップ・ボランティア等体験活動保険担当者宛

※加入依頼書は産業教育振興中央会のホームページにも掲載されており、印刷のうえご使用いただけます。
※ご加入は随時可能ですが、児童・生徒・学生個人での申込みはできませんので必ず学校でとりまとめをしてお申込みください。

2. 保険料のお振込み

- ①学校は、加入対象となる児童・生徒・学生（保護者）より保険料をとりまとめ、産業教育振興中央会の指定口座にお振込みください。振込手数料は、学校のご負担となります。また児童・生徒・学生（保護者）個人でのお振込は出来かねます。
- ②**保険責任は保険料振込日（着金日）の翌日以降となりますので、保険始期の前日までに着金となるように速やかにお振込みをお願いします。**

保険料お振込口座

三菱UFJ銀行(0005)、^{イチカヤ}市ヶ谷支店(014)、普通口座 1006904
口座名義:公益財団法人産業教育振興中央会 ^{ホケンコウザ} 保険口座

POINT

①保険証書（加入者証）等に相当するもの

保険証書（加入者証）、保険料領収証は発行しません。
①銀行の振込控 ②加入依頼書（写） ③申込時作成の加入者名簿が保険証書（加入者証）に相当しますので大切に保管してください。

②加入依頼書の受領および保険料の着金にかかわるご連絡はしておりません。

事故が発生した場合

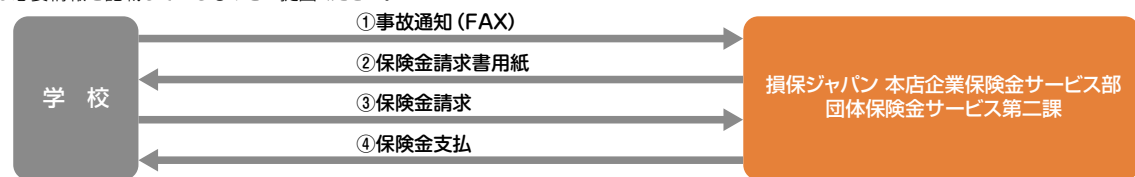
事故にあわれたら、ただちに損保ジャパン 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第二課までFAXにてご連絡ください（下記参照）。事故の報告書・ご連絡先は産業教育振興中央会ホームページにも記載されていますのでご活用ください。事故通知時の必要書類以下①～④を下記連絡先へFAXにてお送りください。（報告書の原本は後日他の書類とあわせて提出いただきます。）

①事故報告書 ②申込時の加入依頼書コピー ③加入者名簿 ④銀行の振込控

事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知のない場合は保険金の全額または一部をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※賠償金は被害者の責任割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。示談に際しては事前に損保ジャパン 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第二課と十分ご相談ください。なお、賠償責任保険についての示談交渉は加害者である被保険者または保護者に行っていただくことになります。

（注）名簿は必要情報を記載しているものをご提出ください。



事故時の連絡先

損保ジャパン
本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第二課 **FAX 03-3344-5881**

●補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口 （取扱代理店）

株式会社 第一成和事務所

〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11-6 日本橋TSビル8F E-mail:seiwa@d-seiwa.co.jp

受付時間：平日9:00～17:30（土日、祝日、12月29日～1月4日を除きます。）

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社（団体・公務開発部第三課）

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 受付時間：平日の9:00～17:00

2023年1月改訂版

（SJ22-12705 2022.12.27）

ご加入手続きについては裏表紙をご覧ください。→

キャリア教育補償制度

インターンシップ・ボランティア等 体験活動保険

2023
年度

賠償責任 保険

※1
活動中の事故により児童・生徒・
学生が法律上の賠償責任を
負った場合に補償



熱中症も補償の
対象になります！

傷害保険

※2
活動中の事故により児童・生徒・
学生がケガを負った場合に補償



2021年度より
名簿の提出が
不要になりました！

- ※1 賠償責任保険／施設所有管理者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項、工事場内建設用工作車危険担保に関する追加条項、農作業場内作業用車両危険担保に関する追加条項、作業対象物および仕事の目的物に関する追加条項
- ※2 短期活動プラン／普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約）長期活動プラン／傷害総合保険（管理下中の傷害危険補償特約）一括加入プラン／普通傷害保険（学校契約団体傷害保険特約）

公益財団法人

産業教育振興中央会（産振中央会）

本保険制度は、損保ジャパンを幹事保険会社として、
次の損害保険会社との共同保険契約となっています。

＜幹事会社＞損保ジャパン

東京海上日動／三井住友海上／Chubb保険

まずは!!
本保険制度に関する詳細は、ホーム
ページにも掲載しております。
（トップページ右上）

産振中央会

検索

<https://www.sansinchuukai.or.jp>



はじめに



キャリア教育・職業教育における事故への対応について

今、児童・生徒・学生一人一人の社会的・職業的自立のため、基盤となる能力や態度を育成するキャリア教育や知識・技能・技術、能力を育てる教育活動の一貫として、職場体験、インターンシップ、ボランティア活動が行われています。

しかし、その教育活動が活発になるにつれ、児童・生徒・学生の思わぬ事故が発生する可能性があり、学校関係者には、事故を未然に防ぐために、十分な指導の下に行い、万が一事故が発生した場合は救済を受けられるようにすることが求められます。

本会では、事故に際しての救済の一つとして、文部科学省の指導を得て、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の児童・生徒・学生のためのインターンシップ・ボランティア体験活動保険制度を運営しています。

21世紀の社会を担う若者が、目標に向かって学習活動を行うにあたって、本補償制度がお役に立てるものと考えています。

公益財団法人産業教育振興中央会(産振中央会)

対象となる活動

学校が教育活動の一環として行う

キャリア教育
(職場体験等)

インターンシップ
(就業体験等)

ボランティア
(奉仕活動)

※学校長が「学校管理下の職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動」と認める活動(往復途上を含みます。)にかぎります。
※専門高校等における実務・教育連結型人材育成システムも対象になります。
※ジョブシャドウイングも対象となります。
※ものづくりコンテストも対象となります。
※せんばん大会も対象となります。
※学校長が認めたキャリア教育に該当する講義・ディベートなど座学や見学のみのも活動も対象となります。
※看護科の生徒の医療行為(注射器の使用等)におよぶ実習は対象となりません。
※有給職業体験プログラムなどの対価が発生する活動については対象となりません。
※通常の授業中の事故は対象となりません。

補償の対象者

学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(盲、聾、養護学校)、高等専門学校の児童・生徒・学生(専攻科生徒・学生を含みます。)

本制度申込み時の加入依頼書提出をもって学校賛助会員への登録といたします。
(会費不要)
また、学校賛助会員登録は保険期間中のみです。

補償の対象となる主な場合

学校管理下で行う職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動中やそれに伴う以下の事由により第三者の身体や財物に損害を与え、児童・生徒・学生個人が法律上の賠償責任を負った場合が補償の対象となります。(往復途上も活動中に含みます。)

※法律上の賠償責任が学校側に問われる場合には補償の対象となりません。
各団体における学校賠償責任補償制度等をご確認ください。

- 活動に伴って発生した偶然な事故
- 活動に伴って生産・加工または提供した財物に起因する偶然な事故
- 活動の結果に起因する偶然な事故
- 占有、使用または管理する受託物を損壊または盗取(詐取を含みます。)により、受託物の正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負った場合

具体的には次のような事故が対象となります



具体的には次のような事故が対象となります



補償の対象とならない主な場合

- 被保険者の故意による賠償事故
- 戦争・内乱・暴動・武装反乱による事故
- 地震・噴火・洪水・津波等の自然変象による事故
- 世帯を同じくする親族に対する事故
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 航空機・自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)*船舶等の所有、使用、管理に起因する事故ただし、農作業用車両や工作車両での公道以外(※)での事故を除きます。
(※)農作業場内、施設内、工事場内をいいます。
- 排水・排気に起因する事故
- 生徒の医療行為(注射器の使用等)や針・灸等におよぶ実習に起因する事故

など

- 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療措置
- 地震、噴火またはこれらによる津波、戦争その他の暴動(テロ行為は除きます。)
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー等の危険なスポーツをしている間のケガ

など

賠償責任保険

傷害保険

〈共通〉
国内外を問わず、学校管理下で行う職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動中に児童・生徒・学生が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて、
・180日以内に死亡された場合 ・180日以内に後遺障害を被った場合
(注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

〈短期活動プラン・一括加入プランの場合〉
・180日以内に医師の指示にもとづき入院した場合 ・180日以内に所定の手術を受けた場合
・180日以内に通院(往診を含みます。)した場合

〈長期活動プランの場合〉
・医師の指示にもとづき入院した場合(1,000日限度) ・所定の手術を受けた場合
・1,000日以内に通院(往診も含みます。)した場合(90日限度)
※日本スポーツ振興センターの災害補償給付とは関係なく保険金をお支払いします。

よくあるご質問

Q 加入依頼書はFAX送付でも良いですか?
A いいえ、郵送のみで受付しております。
ご郵送の際は必ず加入依頼書のコピーをとっていただき、①銀行の振込控え、②加入者名簿と共に保管ください。(加入者証の代わりとなります。)

裏表紙参照

Q 加入者名簿は作成しなくても良いですか?
A 2021年度より提出は不要となりました。加入証明や保険金請求の際に必要ですので申込時に必ず作成いただき学校にて保管ください。

Q 傷害保険について宿泊をとまう活動がありますが短期活動プランに加入できますか?

A 宿泊をとまう場合には短期活動プランにはご加入いただけませんので、長期活動プランへご加入ください。

4ページ参照

Q 傷害保険について活動日程が未定ですが、申込みできますか?

A 傷害保険の短期活動プランは活動日を指定いただくので、日程が決定してからお申し込みください。加入者名簿に各児童・生徒毎の活動日を記入してください。決まらない場合は長期活動プランもしくは一括加入プランをご検討ください。

Q 保険料の振込期限はありますか?

A 産業教育振興中央会へ活動日の前日までに入金(着金)しておく必要がございます。

3・4ページ参照

Q 見積書・請求書を作成してほしいのですが。

A 作成を希望する場合は、原則WEBの入力により依頼および書類出力をしていただけます。入力完了すると見積書・請求書のPDFが表示されるのでご印刷のうえご利用ください。もしくはFAXまたは郵送による依頼の方法もございます。詳しくは産業教育振興中央会のHPをご確認ください。

学校で見積書・請求書が作成できるようになりました。

- 産業教育振興中央会のホームページのトップページ右上の「インターンシップ等に関する賠償責任保険及び傷害保険のご案内」をクリックします。
- 「見積書・請求書についてはこちら」をクリックします。
- 「見積書・請求書発行システム」をクリックします。
- 入力が完了すると電子印入りの見積書・請求書のPDFが表示されるのでご印刷のうえご利用ください。
※システムの入力や操作方法については、同ホームページのマニュアルをご参照ください。

【FAXまたは郵送による依頼方法】
上記①から②を行います。ページ内にある「見積書・請求書の発行依頼書」をダウンロードします。必要事項を記入のうえ、加入依頼書と合わせて第一成和事務所にお送りください。

3・4ページ参照

保険料や補償内容については次のページをご覧ください。

補償の詳細と保険料

2021年度より、学生名簿の提出が不要になりました！

※加入者名簿は申込時に必ず作成いただき学校にて保管ください。(加入証明や保険金請求の際に必要です。)

賠償責任保険について

補償の内容

国内において、児童・生徒・学生が学校の管理下で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、児童・生徒・学生が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※児童・生徒・学生個人に責任があり、法律上の損害賠償責任を負った場合にかぎり対象となります。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

保険期間・保険金額・保険料

保険料	1名 250円	
	※期間の途中でご加入いただく場合の保険料も1名250円となります。 ※中途で解約される場合も保険料の払戻しはありません。	
保険金額	身体賠償	1名・1事故 1億円限度 生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険の場合、保険期間中のお支払限度額となります。
	財物賠償	1事故・期間中 2,000万円限度
	自己負担額なし	
保険期間	2023年4月1日 午前0時～2024年3月31日 午後12時まで ※期間の途中でも随時ご加入いただけます。 保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となりますので、保険始期の前日までに着金となるように速やかに振込みをお願いします。	

お支払いする保険金	①法律上の損害賠償金…身体賠償事故の場合：治療費・休業補償・慰謝料等 財物賠償事故の場合：修理費等(修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。)
	②費用…被害者に対する応急手当・緊急費用、訴訟になった場合の争訟費用・弁護士費用等(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)

賠償責任保険保険金のお支払事例

活動内容	場 所	事故内容	賠償金額
職場体験活動	インターンシップ先	事務所の備品であるコップや皿を破損。	48,000円
		工場での作業中に大型扇風機を破損。	76,115円
		トラックの洗車中に、ミラーを破損。	49,800円
		お店の開店準備中に、のぼりを倒してしまい通行人を損傷。	30,000円
		農作業の実習中にローダー操作を誤り牛舎を破損。	306,600円
就業体験往復途上	帰宅途上	自転車で帰宅中に十字路で出会い頭で他人と衝突。	838,720円
ボランティア活動中	ボランティア先	除草作業中に誤ってガラス窓を破損。	42,000円
		資源回収で集めたダンボールの束を崩し、設備を破損。	22,000円

※実際のお支払いはご加入の内容や損害の状況により異なります。

傷害保険について

短期活動プラン
(1日単位)

長期活動プラン
(1か月単位)

一括加入プラン
(年度単位)

全てのプランで熱中症が補償の対象となります!! (熱中症危険補償特約セット)

補償の内容

国内外において、児童・生徒・学生が学校管理下で行う職場体験活動・就業体験活動・奉仕活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で死亡した場合、後遺障害を被った場合、医師の指示にもとづき入院・通院した場合に保険金をお支払いします。往復途上の事故も対象となります。

保険期間・保険金額・保険料

保険料(1名・1口あたり)			1日あたり 30円	1か月あたり 500円	年度あたり 下表のとおり
保険金額	保険金の種類	お支払いする保険金	①短期活動	②長期活動	③一括加入
	死亡・後遺障害 保険金額	●死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ●後遺障害の場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※死亡保険金と後遺障害保険金は、合計して、保険期間を通じて、保険金額が限度です。	450万円	100万円	240万円
	入院保険金 (日額)	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 〈短期活動プラン・一括加入プラン〉入院日数は180日が限度 〈長期活動プラン〉入院日数は1,000日が限度	4,000円	2,000円	3,000円
	通院保険金 (日額)	通院(往診を含みます。)日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。 ※〈短期活動プラン・一括加入プラン〉事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日が限度 ※〈長期活動プラン〉事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し90日が限度	2,000円	1,200円	1,400円
手術保険金	所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて入院保険金日額に右記倍率を乗じた額をお支払いします。 ※〈短期活動プラン・一括加入プラン〉では事故の発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術が対象です。		入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		

保険料着金日の翌日以降から保険責任が発生します。

宿泊をともなう活動の場合は、短期活動プランにはご加入いただけません。長期活動プランへご加入ください。

注意点

- ①短期活動(1日あたり)②長期活動(1か月あたり)の加入口数は3口を限度とします。(③一括加入は1口のみ)
- 当制度の保険期間は毎年4月1日から1年間契約を継続しています。保険期間が3月～4月にまたがる場合は、保険終期が3/31となり4/1からの分については再度申込みが必要となりますのでご注意ください。
- 加入者名簿に児童・生徒・学生毎の活動日を記載して、必ず学校にて保管ください。
- 「長期活動(1か月)プラン」について……………保険期間は1か月単位での設定となります。(例)4/15～5/14の1か月間。
傷害総合保険、団体割引10%適用しています。(管理下中の傷害危険補償特約セット、職種級別 A級)
- 「一括加入(年度単位)プラン」について……………クラス・学科・学年単位で全員加入の場合のみご加入いただけます。(選択授業単位は不可)

一括加入プラン保険料表(年度単位)

保険料(1名あたり)

加入年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小・中学校	1,649円	1,512円	1,375円	1,238円	1,100円	962円	825円	688円	550円	413円	275円	138円
高等学校	1,969円	1,805円	1,642円	1,477円	1,313円	1,149円	985円	820円	657円	493円	328円	164円
高等専門学校	2,433円	2,229円	2,027円	1,824円	1,621円	1,419円	1,217円	1,014円	811円	607円	406円	203円

傷害保険保険金のお支払事例

活動内容	場 所	事故内容	治療日数	支払保険金
職場体験活動中	インターンシップ	厨房で野菜を切っていた時に誤って指を切り2針縫合。	通院9日	18,000円
		精肉加工コーナーで肉を切っていた時に誤って指をケガする。	通院16日	32,000円
就業体験活動中	インターンシップ	コンクリート打ち込み中、破片が目に入り負傷。	通院2日	4,000円
就業体験往復途上	帰宅途上	自転車で帰宅中、見通しの悪い下り坂で車と接触し負傷。	入院3日・通院3日	18,000円
		インターンシップを終え、徒歩で帰宅途中、軽自動車に衝突され、右手首および右足指を骨折し手術した。	入院31日・通院33日	230,000円
ボランティア活動中	ボランティア先	草むしりをしていたところ、ミツバチに指を刺された。	通院1日	2,000円

※実際のお支払いはご加入の内容や損害の状況により異なります。

ご加入手続きについては裏表紙をご覧ください。➡

6 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。中途脱退に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金を支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

保険種目		引受保険会社
賠償責任保険		損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、Chubb損害保険株式会社
傷害保険	短期活動・一括加入	損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、Chubb損害保険株式会社
	長期活動	損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社

引受保険会社の引受割合につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

賠償責任保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

10 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

その他ご注意くださいこと

「保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。」

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省へ届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

傷害保険のご加入内容確認事項

ご加入手続きについては裏表紙をご覧ください。➡

本確認事項は、万一の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください。(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

☐ 特に「重要事項説明書」「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

もう一度
ご確認ください。



問い合わせ先（ご契約に関しての相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店	株式会社 ダイチセイフ ジム ショ 〒103-8214 東京都中央区日本橋久松町11-6 日本橋TSビル8F	TEL. 03-3669-2831 FAX. 03-3667-9037 受付時間：平日の9:00～17:30
●引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1	TEL. 03-3349-5408 FAX. 03-6388-0162 受付時間：平日の9:00～17:00
●保険契約者	公益財団法人 産業教育振興中央会 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-8-1 工業教育会館6階	TEL. 03-5211-6861
●指定紛争解決機関	損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】 〔ナビダイヤル〕0570-022808〔通話料有料〕 受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業） インターネットホームページアドレス https://www.sonpo.or.jp/	
●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。	平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートセンターへご連絡ください。 【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110 受付時間 ◆平日/午後5時から翌日午前9時まで ◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間	

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。